

徳島県教育委員会規則第二号

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月十七日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成六年徳島県教育委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の廃止）

2 徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則（平成十八年徳島県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

（徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項に規定する旧法公益信託及び同法附則第四条第一項に規定する旧信託法公益信託で徳島県教育委員会の所管に属するものにおける書面に係る電磁的記録の保存については、これらの公益信託が同項に規定する移行認可を受けて同法の規定による公益信託となるまでの間は、なお従前の例による。